

暗号資産交換業者・資金移動業者への 「異名義送金」をご希望のお客さまへ

平素より青森みちのく銀行をご利用いただき、誠にありがとうございます。

弊行では、暗号資産や資金移動手段を悪用した詐欺被害からお客さまをお守りするため、暗号資産交換業者・資金移動業者への「異名義送金」はお取扱いしておりません。

また、お振込にあたり送金目的をお聞きすることがございますが、これにお答えいただけない場合もお取扱いすることができません。

第三者から暗号資産交換業者・資金移動業者へ異名義送金するよう指示を受けている場合は、詐欺被害が疑われますので速やかに弊行又は警察へご相談ください。

「異名義送金」とは

- 送金元の口座名義から、振込依頼人名を変更して行う送金をいいます。
- 窓口・ATM・インターネットバンキングのいずれも、暗号資産交換業者・資金移動業者への「異名義送金」はお取扱いしておりません。

<異名義送金の例・異名義送金ではないものの例>

・【 】は送金元の口座名義を、<>は振込依頼人名を表しています。詳しくは窓口にご相談ください。

異名義送金の例	異名義送金ではないものの例
<ul style="list-style-type: none">・送金元口座名義と振込依頼人名が異なる送金 【青森太郎】⇒<ヒロサキ ジロウ>・名字、または名前のみで送金 【青森太郎】⇒<アオモリ>、<タロウ> など・法人口座から、代表者名のみで送金 【(株)青森商事 代表取締役 青森太郎】 ⇒<アオモリ タロウ>	<ul style="list-style-type: none">・口座名義の前に数字を追加して送金 【青森太郎】⇒<1234 アオモリ タロウ>・法人名のみで送金 【(株)青森商事 代表取締役 青森太郎】 ⇒<カ) アオモリショウジ>